

令和3年3月19日

保護者の皆様

茅ヶ崎市こども育成部保育課長

緊急事態宣言を踏まえた保育所等の利用について（終了）

日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言及び県の方針を踏まえた保育所等の対応について、3月21日（日）をもって終了いたします。

緊急事態宣言は解除されますが、引き続き感染症対策の徹底にご協力をお願いいたします。

1 保育所等の利用について

引き続き感染症対策を徹底する必要があるため、新しい生活様式を踏まえた保育所等の適正利用にご協力をお願いします。

- (1) 送迎時のマスク着用、手洗い・手指消毒など、新しい生活様式を実践する。
- (2) 仕事が休みの日はご家庭でお子様と一緒に過ごす。
- (3) 保護者の出退勤時間に差がある場合は、出勤が遅い方と退勤が早い方が送迎する。
- (4) テレワークの場合は、送迎時間と勤務時間のみの預かりとする。
- (5) 育児休業中や求職活動中の預かり時間は必要最低限とする。

2 PCR検査等の受検連絡について

- (1) 児童又はその同居者の「PCR検査等の受検予定及び結果」は直ちに利用施設へご連絡ください。
- (2) 児童の体調管理・健康観察を徹底し、次の場合は登園せず自宅で経過をみてください。
 - ア 登園前に検温し、平熱よりも高い場合や37.5℃以上の場合
 - イ 咳などの風邪症状がある場合 など

（事務担当 保育課 電話0467（82）1111）